

議場デジタル環境整備業務委託企画提案仕様書

1 業務の目的

本業務は、議会運営におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、大型表示装置、音声認識による文字起こし機能、電子採決システム等を導入するとともに、音響・映像設備の整備を行うことにより、議会運営の効率化及び正確性の確保を図り、議会情報の公開促進を通じて、開かれた議会の実現を目的とする。

2 業務の内容

「5 導入体制」、「6 適用範囲等」、「7 調達要件等の概要」、「8 システムの仕様」、「9 設置及び調整等」、「10 発展的要件」、「11 提出書類要件」、「12 その他の事項」のとおり

3 履行期間

契約締結後から令和9年3月31日まで

ただし、定例会及び臨時会開催に支障が出ないように調整すること。

4 履行場所

長島町鷹巣地内（長島町役場3階議場）

5 導入体制

- (1) 本業務全体を管理可能な者が責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある技術者で管理体制を構築すること。また、完了までの工程表を提出すること。
- (2) 本業務については、システムの信頼性が最も重要視され、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能と体制を考慮したものにする。

6 適用範囲等

本仕様書は、本業務の基本的な業務内容について示すものであるが、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本業務を遂行するために必要な事項は、全て受託者側が考慮のうえ提案し実施しなければならない。また、受託者の都合により、業務遂行上追加すべき点や変更すべき点があれば本町に報告し、了解を得ること。ただし、費用については受託者の負担とする。なお、受託者は次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- (1) 本業務に伴い知り得た内容は、他に洩らさないこと。
- (2) 定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化に努めること。

- (3) 本業務の実施に当たり、契約図書及び本町の指示等に従い、本業務の意図や目的を十分理解した上で設置施工を行うこと。
- (4) 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等に十分留意し、業務の信頼性と安全性の確保に努めること。
- (5) 引渡しを要さない発生材や不要となる機器等は、関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- (6) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、全て本町に帰属すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、本町の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書における要件は最低限のものであり、これ以外でも創意を凝らした提案があり、かつ本町の導入目的に有効なものがあれば積極的に提案すること。
- (9) 本仕様書に対して疑義が生じた場合は、本町と協議の上決定すること。

7 調達要件等の概要

- (1) 本業務の主たる機器の構成やシステム要件は「8 システムの仕様」に示すとおりであるが、本要件に記載がなくても、システム構築に必要な機器及びソフトウェアがあれば追加して提案すること。また、「8 システムの仕様」に示す仕様に対応できない場合で代替要件（代替提案）がある場合は、代替要件を提案すること。
- (2) 機器等については安全性、信頼性を確保し、参加表明書提出時点で製品化されていること。
- (3) 納入等のスケジュールについては工程表を提出し、議会事務局担当者と事前に協議するとともに、その指示に従うこと。
- (4) 本業務は議会運営に支障を来たさないよう配慮して行うこと。
- (5) 調達に係る機器は、指定する場所に搬入し、設置及び調整の後に取扱説明を行うこと、なお、その諸費用は本業務に含むものとする。

8 システムの仕様

8-1 基本機能

- (1) 本会議を円滑に運営するために発言者以外の者が明瞭に発言を聞き取ることができるよう発言者の音声を適正に拡声する機能
- (2) 本会議の会議録作成のために必要となる音声を長時間にわたり高品質で録音する機能
- (3) 議場で行われる会議について、インターネット配信、館内共聴設備視聴等をするために必要となる議会映像をフルHD画質以上で撮影する機能
- (4) 本会議映像にテロップを表示する機能
- (5) 議会運営を確認するために必要となる議会映像等を録画する機能

- (6) 現在時刻、発言残時間、出席議員数、持込タブレットやPC端末の資料映像、採決賛否の状況等を議場内モニターに表示する機能
- (7) 傍聴席に設置するディスプレイにカメラ映像及びライブ音声字幕を表示する機能
- (8) 操作席に設置するタッチパネルの操作で議会運営にかかわるすべての機器の制御が可能である機能
- (9) 休憩映像（動画、静止画）を配信する機能
- (10) 会議の開始等を周知する機能

8-2 議場の基本機能

(1) 概要

- ① 本設備は、議会運営に必要な音響映像機器の一元管理を行い、容易に操作できるとともに運営の省力化を実現できるシステムを構築すること。
- ② 議会運営に関わる全ての操作をタッチパネルで行うことができるものとする。
- ③ 有線方式の会議用マイクシステムを各席に設置し拡声を行うとともに、断線対策及びハウリングの起きにくい明瞭度の高い録音と拡声を実現すること。
- ④ 本会議場のシステムに使用する機器をタッチパネルからの制御ができ、安定稼働が可能なシステムであること。また、故障原因等が想定される要因は、検証済みのシステムであること。
- ⑤ 制御端末に使用するOSの種類は問わないものとし、本システムを長期的かつ安定的に運用できるものであること。また、OS及びシステムの更新後も納入したカメラ、マイクその他の主要機器については、制御可能であること。
- ⑥ 制御部には停電時に備え無停電電源装置を設置すること。
- ⑦ 電子採決機能を有し、採決結果の表示は無記名投票、記名投票及び座席レイアウトに対応できること。記名投票の結果は議員ごとに賛成・反対・棄権を表示し、それぞれの合計数を表示できること。採決操作はタッチパネルで操作可能であり、採決結果は議場内ディスプレイ及びオンエア映像に表示可能であること。

(2) 操作設備

- ① 場内のシステム操作は、議場内の操作席で行えること。
- ② 操作に必要な機器は、操作席に設置すること。
- ③ マイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができ、タッチパネルを使用し、視覚的に分かりやすく、容易に議会運営に関わる操作及び表示を一元管理すること。
- ④ カメラの撮影映像の表示、カメラのレンズの方向などの調整やカメラの切り替え、テロップの表示操作、マイクの切り替えや音量調節、採決操作も一つのタッチパネルの画

面上で全て表示及び操作ができること。また、録音・録画、質問残時間の管理、出席議員数の表示等の操作についても同様とすること。

- ⑤ タッチパネル画面の表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿って作成すること。また、レイアウトについては複数のパターン設定が可能で、議会運営中でもレイアウト変更等職員が容易に対応可能であること。
- ⑥ タッチパネルディスプレイの操作画面により以下の操作を可能とすること。
 - ア) マイクON/OFF、個別音量調整
 - イ) 表示機能（発言残時間・出席議員数の入力、修正、表示）
 - ウ) 議場内ディスプレイ映像の切替え、配信先への映像切替え機能
 - エ) カメラ操作及び映像選択（映像入力最大7入力に対応なこと）
 - オ) 表示選択（休憩中表示／カメラ映像／外部入力映像のピクチャーインピクチャー・サイドバイサイド表示）
 - カ) 操作画面上で、カメラ映像出力に選択している映像を静止画像で保存する機能
 - キ) 議会操作中にカメラプリセット登録の編集機能（上書き更新）
 - ク) テロップ機能（自動／手動表示、スクロール表示、入力機能）
 - ケ) その他操作（ブザー操作、録音・録画操作、カメラ連動ON/OFF）
 - コ) 会議マイクやカメラ等の機器の状態を監視し、不具合発生時に対象機器を操作画面上で確認する機能
- ⑦ 操作及び表示画面の構成や機能、項目、配置、デザイン、配色等に関しては、全て本町の意向に沿って作成されていること。

（３） 映像設備

- ① 議長席後方壁面上部と議員席後方中央部壁面に75型ディスプレイを各1台、計2台設置すること。画質はフルHD画質以上に対応し、これらの表示内容は、カメラ映像、発言残時間、現在時刻、出席議員数、外部入力映像、電子採決状況が表示でき、ピクチャーインピクチャー表示やサイドバイサイド表示に対応できること。表示レイアウト数については議会事務局担当者と協議し、必要数作成可能であること。また、表示レイアウトについては、議会運営中でも職員が容易にタッチパネルから変更できるものとする。ディスプレイの設置に当たっては、壁面の構造及び強度を事前に確認した上で、ディスプレイの重量及び設置条件に適合する取付金具を使用し、地震等の落下や位置ずれが生じないように、必要な耐震措置を講じて確実に固定すること。また、設置に必要な壁面の穴あけ、取付金具、配線、補強材その他の部材及び施工費用は、本業務に含むものとする。
- ② 議場内左右壁面上部に設置されている52型ディスプレイ（既設）2台を活用すること。表示画質はフルHD画質以上とし、カメラ映像、発言残時間、現在時刻、出席議員数、外部入力映像及び電子採決状況を表示できること。

- ③ 傍聴席には、32型ディスプレイ（既設）3台及び32型ディスプレイ（新設）1台を設置すること。既設ディスプレイ3台のうち、2台はカメラ映像、発言残時間、現在時刻、出席議員数、書画カメラ映像、外部入力映像及び電子採決状況の切替表示に対応すること。残る1台は、議員席全景を撮影する固定カメラの映像表示専用とすること。新設ディスプレイ1台は、ライブ音声字幕表示専用とすること。各ディスプレイの表示画質はフルHD画質以上とし、設置位置及び用途の詳細については、議会事務局担当者と協議の上決定すること。新設ディスプレイは既設ディスプレイと同様、傍聴席から視認しやすい方向へ角度及び左右の向きを調整できる可動式取付金具を使用して設置すること。設置に当たっては、壁面の構造及び強度を事前に確認し、ディスプレイの重量及び設置条件に適合する取付金具及び補強材を使用するとともに、落下等が生じないよう、必要な措置を講じて確実に固定すること。
- ④ 質問席に設置されている既設ディスプレイは発言残時間を表示できること。
- ⑤ 事務局長席に残時間表示操作専用の12インチ程度のノートPC又はタブレット端末1台を準備すること。

（４） カメラ設備

- ① 発言者及び議場内撮影用に旋回型のフルHD対応カメラを3台及び固定カメラを1台新設すること。旋回型カメラの設置位置は、議長席後方壁面上部の左右に各1台、議員席後方中央部の壁面上部に1台。新設する固定カメラは、執行部席の全景を撮影できる位置の壁面上部に設置すること。また既設の固定カメラ1台は、議員席の全景を撮影するものとする。新設する旋回型カメラのズーム機能は光学20倍、デジタル20倍以上とし、広角側撮影角度は70度以上であること。
- ② 事前にカメラごとに撮影する発言者をプリセットすることができ、発言者ごとに最適なレンズの角度、方向、大きさなどをプリセットできるものとする。また、議会運営中であってもタッチパネルよりカメラプリセットの調整が可能で、調整後の登録も可能であること。

（５） 配信設備・録画設備

- ① 操作席と質問席にPC端末やタブレット端末等の資料映像を外部入力できること。また、入力された映像はタッチパネルによる操作選択で議場内のディスプレイ及び配信映像に表示できること。
- ② 発言残時間表示について、制限された時間に達する前に、任意に設定した時間で、残り時間を秒単位で表示するとともに、ブザー音等で、発言者が制限時間に近づいていることを認識できること。
- ③ 配信映像はピクチャーインピクチャーとサイドバイサイド表示できること。

- ④ 議場の映像音声はインターネット配信に適したデータにエンコード及び録画でき、エンコードされた信号はライブ配信、議会中継録画データを保存できること。
- ⑤ 議場の映像音声信号はOFDM変調器にて長島町役場及び指江支所内の地上波デジタル信号が視聴可能なテレビでライブ配信が可能であること。また、長島町役場及び指江支所内のOFDM変調器はそれぞれ新規設置とし、指定箇所のチャンネル調整及び確認を行うこと。
- ⑥ 議会中継映像音声信号をリアルタイムエンコードし、庁舎内ネットワーク回線を介して指江支所電算室内のデコーダーへ送信すること。受信した映像・音声を同支所内の既設テレビでライブ視聴できるよう、必要な環境設定及び試験調整を行うこと。
- ⑦ 撮影映像等をデジタルフルHDで録画することができるハードディスク内蔵ブルーレイレコーダなどの機器を設置し、録画の開始や停止等についても操作席のタッチパネルで職員が容易に操作できるものとする。
- ⑧ 既設の議会中継インターネット配信機器に映像信号及び音声信号（SDI形式）の配線を行い、問題なくライブ配信、録画配信が行えること。
- ⑨ インターネットライブ中継の字幕は、映像の再編集を必要としないクローズドキャプション形式によりリアルタイムで付与できること。また、字幕は映像上の所定の位置に表示され、視聴者が表示・非表示を設定できること。字幕の表示範囲は、概ね10秒程度の音声に相当する範囲とし、自動的にスクロールするとともに、ルビを表示できること。

（６） テロップ表示

- ① 議場で撮影した映像や音声及び映像に表示したテロップを合成し、議会映像の生中継映像等を安定的にインターネット配信設備及び館内共聴設備に適切な信号を出力できること。
- ② 撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し自動的に表示することができるものとする。また、テロップはJIS第1、第2水準及び外字にも対応しており、議員名称等が正確に表示可能であること。
- ③ 演壇席や質問席など、不特定多数の者が発言する席については、会議中に必要に応じて随時、職員が一人で容易に必要なテロップを表示することができる機能を持つこと。テロップについては、改選等による議員名、役職名等の変更や人事異動後の職員名、役職名等の変更等を職員が随時、開会中においても容易に変更できるものとする。

（７） ライブ音声字幕

- ① オンプレミス方式の音声認識・字幕化システムを新たに導入し、議場の音声をリアルタイムで字幕化した映像を、傍聴席に新設するディスプレイに表示できること。また、

議会で使用する専門用語、固有名詞及び禁止文字を登録できること。導入するシステムは、株式会社アドバンスト・メディアの「AmiVoice ScribeAssist」と同等以上の応答速度及び認識精度を有すること。

- ② ライブ音声字幕専用ノートPCを指定箇所に設置し、議会中継音声信号配線を行い、傍聴席に新設する専用ディスプレイに表示されるよう配線及び試験調整を行うこと。

(8) 音響設備・録音設備

- ① 設置するマイクはスピーカー及びイヤホンジャックを備えたもので、方式は有線のデジタル伝送方式、形状は卓上据置型とすること。また、投票機能を有することとし、賛成・反対・棄権を想定して、三択スイッチがマイクに内蔵（一体型）されていること。
- ② スピーカーについては、既設設備を流用するものとする。
- ③ マイクシステムは高品質な音質を確保し、ハウリングの発生を抑制するなど発言の明瞭な聞き取り、高品質の録音を確実に行うことができること。
- ④ マイクシステムに関しては、ON/OFF操作等の外部制御を行う際の仕様内容が開示され、メーカー及び正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式によるマイク制御可能な機種を選定すること。また、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能となる機能と体制を考慮したものにする。さらに、保守の容易性が確保できるものであること。
- ⑤ マイクロホンは2箇所角度を調整できるグースネック部分があり、マイクロホンの向きが容易に口元に調整可能であること。
- ⑥ カメラの切り替えなどに連動し、自動で発信者のマイクスイッチはONにできること。ただし、固定カメラの全景映像に切り替えた際は、議長席マイクのみがONとなること。また、同時に発言可能なマイクユニット数は4台以上とすること。
- ⑦ 発言時にはマイクヘッド又はマイクユニットが点灯し、視覚的にもマイクのON/OFFの状態が確認できるものであること。
- ⑧ 議長席は1席とし、議長用のマイクユニットを1台設置すること。議長席には、当該マイクユニットに接続するグースネック型マイクロホン1本に加え、電子採決時に使用するコンデンサーマイク1本を設置し、計2本のマイクに対応すること。また、演壇1席、質問席1席、議員席14席、執行部席24席、事務局長席1席にそれぞれ参加者用のマイクユニットを設置すること。なお、マイクの長さはそれぞれの発言状況を考慮し、発言を明瞭に拾うことができる適切かつ妥当な長さとし、600mm以上であること。
- ⑨ 質問席については、質問席左右にマイク1台ずつ合計2台設置し、質問席マイク操作により、マイク2台が同時に動作すること。
- ⑩ デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するので、SDカードまたはUSBメモリでの録音とする。）を予備録音用も

含め2台以上設置すること。録音の開始、一時停止、再開及び停止については、職員が容易に操作席のタッチパネルで操作できるものとする。また、録音残時間はタッチパネル上でリアルタイムに表示し、確認できるものとする。

- ⑪ マイクの個別音量の調整は、操作席のタッチパネルの画面上で議会運営中であっても容易に調整することができるものとする。
- ⑫ 有線マイクとは別に、録音バックアップ・集音用のマイクを天井面または壁面に設置し、不規則発言も録音可能であること。
- ⑬ 電子採決中は、議長席のコンデンサーマイクのみ音声入力され、その他のマイクからは音声が入力されないよう制御できること。また、電子採決の終了後は、通常のマイク制御状態に自動的に復帰すること。

(9) 電子採決

- ① 議場のマイクは電子採決機能を有し、賛成・反対・棄権を選択できる投票ボタンを備えること。
- ② 開始ボタンを押下し（採決中）、議員席の投票ボタンを押下することにより、賛成・反対・棄権にそれぞれ加算されること。
- ③ 集計ボタン押下後（採決終了）、賛成・反対・棄権の集計結果が判別されること。
- ④ 集計ボタン押下後は投票内容を変更できないこと。
- ⑤ 採決中に投票ボタンを複数回押下した場合、最後に押下したボタンの投票内容を有効とし、集計結果に反映すること。
- ⑥ 議案名を事前に登録可能、議案ごとに採決操作が可能であること。
- ⑦ 記名投票結果表示、無記名投票結果表示、座席レイアウト投票結果表示の3種類の結果表示に対応できること。
- ⑧ 座席レイアウト表示は、色別認識により直感的に賛成・反対・棄権の採決状況が把握できること。
- ⑨ 賛成、反対・棄権の配色は自由に設定できること。
- ⑩ 議案ごとに採決結果（採決総数・賛成・反対・棄権）がデータとして保存でき、データを出力できること。

(10) その他

- ① 議場で開催する本会議等の終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や発言者の氏名、発言時刻、採決結果等をテキストデータ等で取得できるものとする。
- ② 会議の開始等を知らせるブザー音のON/OFFは、タッチパネルから操作できるものとし、会議の開始等を知らせることができるものとする。
- ③ 議場設備が実装可能な機器収納架及び操作席は既設利用とすること。

- ④ 既存設備撤去後、機器開口部についてはパネル等で補修すること。また、補修パネルの色については議会事務局担当者と協議し、承認を得るものとする。

9 設置及び調整等

(1) システム作業について

- ① 既設設備の撤去作業
- ② 新規設備の据付作業
- ③ 新規設備の通線及び端末処理作業

(2) システム調整について

- ① 新規設備の設計作業
- ② 新規設備の設定調整作業
- ③ 音響調整作業
- ④ インターネット配信、字幕テロップ端末の調整作業

(3) 電源、配管、配線工事及び耐震対策

システム構築に必要となる電源工事、配管工事及び耐震対策については、町担当者と十分に協議すること。また、配線工事については、本業務で実施すること。

(4) 障害発生時の対策

停電や故障等の非常時にも、必要最小限の対応が可能な機器とすること。また、障害発生時には、原則として現地対応により即日対応し、速やかな復旧を図ること。ただし、障害の内容に応じてリモートによる対応も可能とする。なお、障害発生の連絡が業務時間終了間際となった場合は、翌開庁日の業務開始後、速やかに対応すること。

(5) システム総合試験の実施

導入機器の新規設置、映像・音響機器設置工事及び既設機器の最終的な接続が終了した後に総合試験（リハーサル）を行うこと。総合試験の実施は、試験項目を作成し操作テストを行うこと。また、議会事務局と協議を行い、導入直後に行われる議会（臨時会を含む）前に実施すること。

(6) 操作研修・マニュアル

受託者は、議会システムの担当職員に対して導入システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の教育研修を実施すること。なお、受託者は、操作研修に必要な機材や手順書、開催場所を届け出し、議会事務局と内容を協議の上、実施すること。

(7) 保守・運用支援

- ① 受託者は、保守、運用支援及び障害対応時の担当者や連絡先等を記載した業務実施体制図を作成し、本町へ提出すること。また、変更があった場合には業務実施体制図を修正し、速やかに本町へ提出すること。
- ② 本格運用を開始する最初の本会議においては、立ち会いを行うこと。

- ③ 各設備の納入完了後から最低１０年間、システム及び機器等の保守及び運用支援が可能であること。
 - ④ 引渡し後１年間の瑕疵担保期間については保守契約と同等の対応で、運用サポートを実施すること。
 - ⑤ システムを長期的・安定的に運用するため、運用開始後１年あたりの定期点検（各定例会前）を含む保守費用（年額）を別途見積もること。
 - ⑥ ＯＳのサポート終了又はバージョン更新に伴い必要となる機器、ソフトウェア等の更新内容及び更新費用について、提案書提出時点で判明している範囲で資料（任意様式）を作成し、企画提案書に添付すること。なお、具体的な更新内容等が未公表の場合は、現時点で想定される更新方針、対応方法及び費用負担の考え方を記載すること。
- ※ 保守点検等に係る参考見積額は本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。

１０ 発展的要件（技術力、企画力、障害対応等による発展的な提案を求める項目）

本項目は、企画提案者の実績、経験、技術力、企画力等に基づく専門的見地からの積極的な提案を求めるものである。以下の項目について、事業者としての考え方、実施可能な内容、提案するシステムの優れた機能等を踏まえ、対応可能な事項や提案したい内容があれば、その内容を提案すること。

（１） システム障害トラブル等の未然防止及び発生時の対応

〈提案の例〉

- ・ 機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられていること。
- ・ システム障害が発生した場合でも、議事運営及び会議録作成に支障を来さないよう、議事の進行や録音記録が可能となる代替措置や復旧手順が具体的に提示されていること。
- ・ 定期的な点検・監視・診断による予防保守体制が整備されていること。

（２） 議場の多目的利用を可能とする機能・拡張性

〈提案の例〉

- ・ 議場を議会開催時以外にも町民参加型のイベントや住民説明会、防災会議等に利用可能とするための音響・映像・表示・操作系統の汎用性が確保されている。
- ・ 外部接続端子や制御装置の開放性、操作画面の簡便性、レイアウト変更への対応力等が備えられている。

（３） 議会運営のデジタルトランスフォーメーション推進に関する提案

〈提案の例〉

- ・ オンライン本会議への対応について

（４） その他の発展的提案

仕様書に明記されていないが、導入により議会運営の効率化、町民への情報発信力向上、安全性の強化、管理運用コストの削減等が期待される独自の提案がある場合には、その内容を積極的に提示すること。

1 1 提出書類要件

受託者は、本業務に必要な本町が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更する際は、その都度本町の承諾を受けること。

提出書類の概略は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務完了時の成果物は、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。
- (2) 提出図書の概要は次のとおりとする。
 - ① 施工計画書
 - ・業務実施体制図
 - ・導入スケジュール
 - ・導入機器仕様書
 - ・検査方法
 - ② 完成図書
 - ・操作運用取扱説明書
 - ・構築機器取扱説明書
 - ・システム保証書
 - ・導入品仕様一覧（機器仕様書）
 - ・本システム系統図
 - ・本システム実装図
 - ・本システム平面配置図
 - ・出荷証明書
 - ・打ち合わせ時の議事録
 - ・施工写真（材料検収、施工前、施工後）
 - ③ その他、本町より指示のあったもの

1 2 その他の事項

- (1) 受託者は、システム構築を適切かつ円滑に遂行するため、職員との打ち合わせ及び協議を必要に応じて実施し、承認を受けること。
- (2) 契約締結後は、議会事務局担当者との打ち合わせを実施し、施工上必要な資料等を作成提示し、機器等の納入設置が円滑にできるようにすること。
- (3) 契約締結後は、搬入ルートや配線ルートの確保等必要な設備について、議会事務局担当者と速やかに打合せを行うこと。